

# 佐賀県高等学校体育連盟調査研究部規程

昭和61年12月16日制定

平成7年4月1日改定

## [趣旨]

第1条 この規程は佐賀県高等学校体育連盟（以下「県高体連」という）規約第4条に基づき調査研究部に関する事項を定めるものである。

## [名称、及び事務局]

第2条 この専門部は、佐賀県高等学校体育連盟調査研究部（以下「部会」という）と称する。なお、事務局を県高体連事務局におく。

## [目的]

第3条 県内高等学校における体育部活動、及びこれに関する事項についてその振興、発展に寄与するための基盤となる各種の調査研究を行う。

## [組織]

第4条 部会は県高体連規約第5条に定める加盟校をもって組織する。

2 部会は県高体連規約第24条に定めるとおりとする。

## [事業]

第5条 部会はその目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 体育部活動、及びこれに関すること。
- (2) 研修会の開催、報告書等の発刊に関すること。
- (3) 関係する機関、団体との協調に関すること。
- (4) その他、部会の目的達成に必要な事項。

2 事業の実施にあたっては、県高体連理事、並びに専門部との連携を保ち、協力を得ていくものとする。

## [役員]

第6条 部会に次の役員をおく。

- (1) 部長 1名
- (2) 委員長、副委員長 各1名
- (3) 委員 若干名

第7条 部長は、加盟校校長の中から、理事会の推薦により会長が委嘱する。

第8条 委員長、副委員長は委員より互選し、部長が委嘱する。

2 委員長は部会を総務し、副委員長はこれを補佐する。

第9条 委員は、各専門部の専門部員より部長が推薦し、理事会の同意を得て会長が委嘱する。

第10条 役員任期は1ヵ年とし、再任を妨げない。

第11条 この規程は平成7年4月1日より改正施行する。